



資料番号  
No. 8

2019年(令和元年)7月8日

長野地方最低賃金審議会 御中

長野県弁護士会

会長 相馬 弘



「最低賃金の大幅な引き上げを求める会長声明」の送付について

謹啓、時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

当会では、「最低賃金の大幅な引き上げを求める会長声明」を公表いたしました。

ご参考までに送付させていただきますので、宜しくお願い申し上げます。

敬白



## 最低賃金の大幅な引き上げを求める会長声明

1 最低賃金制度は、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

2 長野労働局長は、平成30年10月1日、長野地方最低賃金審議会の答申を受け、長野県の地域別最低賃金を最低賃金時間額821円に改定した。しかし、最低賃金時間額821円では、労働時間が月173時間（法定労働時間、週40時間とした場合の1か月の労働時間）とすると、月額14万2033円、年収170万4396円にしかならず、労働者の生活の安定を望むことはできない。

3 また、最も高い東京都と長野県の最低賃金額の差は拡大している。平成30年に改定された東京都の最低賃金時間額985円と比して、長野県の地域別最低賃金は時給で164円、月収で2万8372円、年収で34万0464円の開きがある。東京都の最低賃金時間額は平成14年に、708円、長野県の646円とその差は時給で62円であったが、この間、東京都と長野県の賃金格差は広がり続けている。そもそも、労働力に対する価値評価が地域によって異なることには疑問があり、最低生計費は都市部と地方で差はないともいわれている。平成30年12月8日には入管法が改正され、外国人労働者の受入れが拡大されたが、時給の高い都市部へ外国人労働力が集中してしまうことが懸念され、近時の政治課題となっている。

このような格差を放置することは、県内から労働者が賃金の高い都市部へ流出する結果、長野県経済の健全な発展を阻害しかねない。

4 本会では、昨年も同内容の意見を述べたが、都市部との賃金格差に改善が見られない。

したがって、長野地方最低賃金審議会は、県内労働者の生活の安定を図り、もって経済の健全な発展を図るために、長野県の最低賃金を大幅に引き上げる答申をすべきである。

2019（令和元）年7月8日

長野県弁護士会

会長 相馬 弘

